

文化財保護課宮の渡し分室における
自動販売機（清涼飲料水）設置に係る
名古屋市有地の一時貸付
【一般競争入札（郵送方式）】

入札案内書

開札日：令和8年2月27日

（令和8年4月1日以降設置分）

名古屋市教育委員会

物件説明書（共通仕様書・特記仕様書）は
この案内書の44ページ以降に掲載しています。

目次

◇ 入札のあらまし	P 1
◇ 入札説明書	P 3
第1 貸付物件	P 3
第2 参加者の資格	P 3
第3 自動販売機の設置条件	P 6
第4 入札参加申込・受付	P 7
第5 入札保証金	P 8
第6 入札方法等	P 8
第7 入札金額	P 9
第8 入札書	P 9
第9 入札の辞退	P10
第10 開札	P10
第11 契約の締結	P11
第12 貸付料の納付	P11
第13 契約保証金	P11
第14 先着順貸付	P12
第15 販売実績の報告	P12
第16 お問い合わせ先	P13
◇ 契約書（案）	P14～21
◇ 入札参加申込書（様式・記載例・封筒記載例）	P22～28
◇ 法人役員に関する調書（様式・記載例）	P29～30
◇ 入札書（様式・記載例・外/中封筒記載例）	P31～34
◇ 委任状（様式・記載例）	P35～36
◇ 公有財産借受申込書（様式・記載例）	P37～40
◇ 販売実績報告書	P41
◇ 入札辞退届（様式・記載例）	P42～43
◇ 物件説明書（共通仕様書・物件別特記仕様書）	P44～49

入札のあらまし

名古屋市教育委員会文化財保護課宮の渡し分室における自動販売機（清涼飲料水）設置に係る名古屋市有地の一時貸付は、最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方に、名古屋市有地の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり現地を必ず確認されたいうで、ご参加ください。入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制及び現地の状況を確認してください。

「入札のあらまし」は以下の通りです。

入札案内書の配布（この案内書）

令和 8 年 1 月 6 日（火）から令和 8 年 1 月 19 日（月）まで

市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。

（アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/koubai/1030334/1035043/1044416.html> ）

入札参加申込・受付（詳しくは 7 ページ）

令和 8 年 1 月 6 日（火）から令和 8 年 1 月 19 日（月）午前 9 時から午後 5 時まで
（ただし、正午から午後 1 時、土曜日、日曜日及び祝休日を除く）

〔受付場所：名古屋市教育館 8 階 教育委員会事務局 文化財保護課〕

本入札に参加しようとする方は、市公式ウェブサイトより書式をダウンロードし、入札参加申込書及び添付書類を持参又は郵送により提出してください。期間内に申請書等が提出されないときは、入札に参加することができません。

参加資格の審査結果通知（詳しくは 8 ページ）

令和 8 年 2 月中旬

申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方（以下「入札参加者」といいます。）へ「入札参加書」等を郵送します。「入札参加書」は、入札会場へ入場していただく際に必要となりますので、必ず保管してください。

なお、本市から内容の確認を行う場合があります。

（次ページへ）

▼

郵送入札（詳しくは 8 ～ 9 ページ）

入札参加書到着後～令和 8 年 2 月 26 日（木）午後 5 時必着

郵送（書留・簡易書留）による提出に限ります。

郵送先：〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目 1 番 4 号

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課 あて

▼

開札（詳しくは 10 ～ 11 ページ）

令和 8 年 2 月 27 日（金）午前 10 時開始

〔開札会場：名古屋市教育館 4 階 第 9 研修室〕

入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を市公式ウェブサイトで公表します。

▼

契約の締結（詳しくは 11 ページ）

令和 8 年 3 月 18 日（水）まで

当初の貸付期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、令和 9 年 4 月 1 日から 4 年を限度に、1 年を単位として更新できます。更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

▼

契約保証金及び貸付料の納付（詳しくは 11 ページ）

契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市契約規則第 31 条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。

▼

自動販売機の設置

設置工事は契約期間内に行ってください。貸付開始日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状復帰のうえご返却ください。

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第 1 貸付物件

貸付物件は、次のとおりです。なお、詳細は**物件説明書**をご確認ください。

物件番号	種類	施設名称	設置場所	貸付面積	設置台数	最低貸付価格 (月額・円)	種別
1	清涼飲料水	宮の渡し分室	道路側	2.0㎡	1 台	800	新規

- 1 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、設置場所の確認をしてください。
- 2 現地説明会は行いません。入札参加希望の方はご自分で現地確認を行ってください。

第 2 参加者の資格

- 1 入札に参加できる方は、個人又は法人とします。ただし、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。
 - (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する方
 - (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年（自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一部貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかった方については 3 か月）を経過しない方（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3 月 5 日付け15財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている方を除きます。）
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている方又は民事再生法（平成11年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている方（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた方を除きます。）
 - (5) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がある方
 - (6) 入札公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1 月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2 月15日付け19財管第 253 号）に基づく排

除措置を受けている方

(7) 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績がない方

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提出していただきます（詳しくは、「第4 入札参加申込・受付」をご参照ください。）。情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込をすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務にのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第 3 自動販売機の設置条件

(共通仕様書及び物件別特記仕様書をご参照ください。)

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成 3 年法律第90号)の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) 当初の契約期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日までとし、令和 9 年 4 月 1 日から 4 年を限度に、1 年を単位として更新できます。ただし、本市が一時使用物件を必要とする事情が生じた場合には、事前協議のうえ、更新を許可しない、又は契約期間途中で契約を終了する場合があります。
- (2) 更新は 1 年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度11月末日までに契約担当課まで申し出てください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 機器の設置

機器の設置については、契約後に施設担当課と調整のうえ行ってください。令和 8 年 4 月 1 日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。

4 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

5 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、それによる実費を、別途指定された期限までに全額納付してください。(単独引込により給電を行うものについては、この限りではありません。)
- (3) 電気工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

6 設置機器の仕様

共通仕様書及び物件別特記仕様書をご参照ください。

7 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) その他契約書、物件説明書記載の事項を遵守すること。

8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

第 4 入札参加申込・受付

受付期間	令和 8 年 1 月 6 日（火）～令和 8 年 1 月 19 日（月） 午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時、土曜日、日曜日及び祝日を除く）
提出先	〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目 1 番 4 号 名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課（名古屋市教育館 8 階） ※郵送する場合は、封筒（表）に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください（入札案内書 28 ページをご参照ください）。
必要書類等	(1) 入札参加申込書 1 通 入札案内書 22 ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。事務担当者票もご提出ください。入札案内書 26 ページに書式があります。 (2) 〈個人の場合〉住民票の写し（個人番号の記載がないもの） 1 通 〈法人の場合〉現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1 通 いずれも発行後 3 か月以内のもの（令和 8 年 1 月 6 日受付の場合、令和 7 年 10 月 6 日以降のもの）で、連名の場合は連名者全員のもの。 (3) 〈法人のみ〉法人役員に関する調書 1 通 入札案内書 29 ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。 (4) 〈個人法人いずれも〉入札公告の日から過去 3 年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を証明するもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し） 1 通 ※連名で入札に参加される場合は、連名者全員の実績が必要です。 (5) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者宛て可）を記載し簡易書留料金分を加えた料金の切手（460 円）を貼った長 3 号（12cm×23.5cm）封筒
注意事項	(1) 書類の提出方法は、郵送又は持参に限ります。 (2) 郵送の場合は、書留または簡易書留により郵送してください。 (3) 期限までに到達しない申込み、必要書類がそろっていない申込みは無効となりますので、早めにご提出ください。 (4) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。

参加資格の 審査結果 通知	申込み受付後、参加資格について審査をし、令和8年2月中旬に次の書類を郵送します。なお、本市から内容について確認を行う場合があります。 (1) 入札参加書 (2) 入札保証金納付書（入札保証金の納付が必要な方のみ） ※「(1) 入札参加書」は、開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管してください。 書類が届かない場合は、「第16 お問い合わせ先」にご連絡ください。
---------------------	--

第5 入札保証金

- 1 入札保証金とは、入札するにあたって、あらかじめ指定した金額を入札前に納めていただくものです。
入札保証金額は1,200円（最低貸付金額の3か月分に相当する額）です。
なお、入札参加者が入札参加申込書の提出時に「入札公告の日から過去3年以内に、自ら管理・運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を証明する書類」を提出して、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除します。
- 2 入札保証金の納付が必要な方には、入札保証金納付書をお送りしますので、納付期限までに金融機関窓口で納めてください。
- 3 入札保証金の納付後、金融機関窓口で領収書が渡されます。領収書は、入札保証金の還付請求される際に必要となりますので、必ず保管してください。
- 4 入札保証金は、落札者以外の方には落札者の決定後、還付します。落札者には貸付契約締結後に還付しますが、落札者が契約を締結しない場合は本市に帰属します。
- 5 入札保証金には利子を付けません。

第6 入札方法等

入札方法	書留又は簡易書留郵便による郵送により行います。 ※普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。 ※郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
入札期間	入札参加書到着後から令和8年2月26日（木）午後5時必着 ※上記期間前または上記期間後に到着した入札は無効となります。 ※入札書の到着確認のお問合せにはお答えできません。
郵送先	〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目1番4号 名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課 あて
必要書類等	(1) 入札書 入札案内書の31ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。記載方法は9ページの「第7 入札金額」及び「第8 入札書」をご参照ください。

	(2) 入札参加書の写し (3) 入札保証金領収書の写し（入札保証金を納付された方に限ります。） (2) 委任状（代理人が入札する場合） 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。入札案内書の35ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。代理人は、複数の委任者の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に入札を委任することはできません。
注意事項	二重封筒を用い、中封筒に入札書を入れて封印し、中封筒には入札者名、住所又は所在地、電話番号、入札件名及び開札日を記載してください。（入札案内書の33から34ページに記載例があります。） 入札書を封入した中封筒を、入札参加書の写し、入札保証金領収書の写し（入札保証金を納付された方に限ります。）及び委任状（代理人によって入札しようとする方に限ります。）とともに、郵送用の外封筒に入れてください。 郵送用の外封筒表側には、入札件名、開札日、入札書在中の旨を朱書きするとともに、外封筒裏側又は外封筒表側左下部に入札者名、住所又は所在地を記入し、書留又は簡易書留郵便により送付してください。 ※書留又は簡易書留郵便での送付によらない入札、二重封筒での郵送によらない入札、中封筒に、入札者名、住所又は所在地、電話番号、入札件名及び開札日の記載のない入札は無効になります。

第7 入札金額

入札金額は、貸付料の月額を表示してください。最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方が落札者となります。

最低貸付価格（月額）は、400円です。

第8 入札書

- 1 入札は所定の入札書を使用します。入札案内書の31から32ページに書式及び記載例があります。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡が消える筆記具は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。また、金額の頭に¥マークを記入してください。
- 5 入札者は、郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、複数の入札を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない方のした入札
- (2) 最低貸付価格（月額）に達しない金額を記載した入札
- (3) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (4) 記入事項を判読できない入札
- (5) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
- (6) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (7) 記名のない入札
- (8) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
- (9) その他入札の条件に違反した入札

第9 入札の辞退

- 1 入札書の郵送後、開札日前日までは入札を辞退することができます。
- 2 入札を辞退する場合は、入札辞退届に記名のうえ、名古屋市教育委員会文化財保護課に入札辞退届を**直接持参**してください。入札案内書の42ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 3 入札を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、落札決定後の辞退については、今後実施される自動販売機設置に伴う名古屋市有地等の貸付入札に参加できない場合があります。

受付期間	令和8年2月26日（木）午後5時まで（正午～午後1時、土曜日、日曜日及び祝日を除く） ※郵送による入札辞退届の提出はできません。
提出先	名古屋市東区泉一丁目1番4号 名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課（名古屋市教育館8階）
必要書類等	入札辞退届 1通 ※記名してください。

第10 開札

開札日時	令和8年2月27日（金）午前10時～
開札会場	名古屋市東区泉一丁目1番4号 名古屋市教育館4階 第9研修室
注意事項	(1) 入札参加者の入場は自由ですが、入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。また、代理人の方は本人確認ができる書類（社員証、名刺、運転免許証等）をご持参ください。 (2) 開札会場へ入場する際には、入札参加書が必要です。

	(3) 公共交通機関を利用してご参加いただきますようお願いいたします。 (4) 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格（月額）以上で最高価格の入札をした方を落札者とします。 (5) 入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札者名、入札金額について、照会や情報公開請求があれば回答する場合があります。これら入札結果等の公表に同意いただけない方は、入札に参加申し込みすることができません。 (6) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
くじの実施	(1) 最高価格の入札者が複数あるときは、開札終了後、入札者にくじを引いていただき、落札者を決定します。 (2) 入札者が当日開札会場に来場されない場合又はくじを引かない場合には、この入札事務を担当しない職員がくじ引きを代行します。くじにより落札者を決定したときは、落札者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第11 契約の締結

- 1 落札者には、契約書、納入通知書等の契約関係書類を郵送しますので、指示に従ってください。契約書の案は14ページから21ページのとおりです。
- 2 契約締結期限は令和8年3月18日（水）です。それまでに貸付契約を締結しないときは落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 3 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 4 貸付契約は、入札申込者名義で行います。

第12 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付してください。

第13 契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、貸付月額（入札金額）の6か月分とします。
- 3 契約保証金は、一時使用物件の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金に限ります。

第14 先着順貸付

- 1 申込み又は落札のなかった場合については、次表のとおり、先着順にて受付け、貸付けます。
- 2 開札終了後、市公式ウェブサイト在先着順物件を公表します。
- 3 貸付期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、令和9年4月1日から4年を限度に、1年を単位として更新できます。

受付期間	令和8年3月10日（火）～令和8年3月12日（木） 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）。
提出先	名古屋市東区泉一丁目1番4号 名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課（名古屋市教育館8階）
必要書類等	(1) 公有財産借受申込書 1通 入札案内書37ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。事務担当者票も提出してください。 (2) 〈個人の場合〉住民票の写し（個人番号の記載がないもの） 1通 〈法人の場合〉現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 いずれも発行後3か月以内のもの（令和8年3月10日受付の場合、令和7年12月10日以降のもの）で、連名の場合は連名者全員のもの。 (3) 〈法人のみ〉法人役員等に関する調書 1通 入札案内書29ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。 (4) 〈個人法人いずれも〉入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を証明するもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し） 1通 ※連名で入札に参加される場合は、連名者全員の実績が必要です。
注意事項	(1) 受付開始時間の午前9時までに、又はそれ以降、受付場所に同時に複数の申込みがあったときは、抽選とします。 (2) 先着順のため、すでに貸付契約済みの場合がありますのでご了承ください。また、事情により受付期間途中で受付を終了することもありますのでご了承ください。 (3) 郵送、電子メール、電話、ファックスによる提出はできません。

第15 販売実績の報告

設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、「販売実績報告書」（41ページ）により、半期ごとに名古屋市へ報告していただきます。

第16 お問い合わせ先

問い合わせ先	名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課 電話 052-253-9278 電子メール a3268@kyoiku.city.nagoya.lg.jp
問い合わせ 受付期間	令和8年1月6日（火）～令和8年2月26日（木） 午前9時～午後5時（正午～午後1時、土曜日、日曜日及び祝日 を除く）

問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

公有財産一時貸付契約書（案）

賃貸人名古屋市（以下「賃貸人」という。）と賃借人（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 賃借人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第2条 一時使用物件は、次のとおりとする。

所在地番	施設名称	設置場所	設置面積	設置台数
熱田区一番三丁目 2番5号	宮の渡し分室	道路側	2.0㎡	1台

（指定用途）

第3条 賃借人は、一時使用物件を自動販売機の設置のために使用しなければならない。

2 賃借人は、一時使用物件を指定用途に供するにあたっては、別紙共通仕様書（清涼飲料水）及び物件別特記仕様書の内容を遵守しなければならない。

（一時使用期間及び更新）

第4条 一時使用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 賃借人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年間を限度（最大令和13年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

3 前項に定める賃借人の申請は、各年11月末日までに賃貸人に文書で行うものとする。
なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。

（貸付料）

第5条 貸付料は、総額金「落札金額」×12か月 円（月額金「落札金額」円）とする。

2 賃借人は、前項に定める貸付料を、賃貸人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年度	期間	支払時期
令和8年度	令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和8年4月末日

(第4条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期)

年度	期間	支払時期
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	令和10年4月末日
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月分	令和11年4月末日
令和12年度	令和12年4月～令和13年3月分	令和12年4月末日

- 3 前項の貸付料は、日数が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

(電気料金の支払い)

第6条 賃借人は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

- 2 賃貸人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量の単価に基づき、子メーターの表示する使用料を計算し、賃借人に納入通知書を送付する。
- 3 賃借人は、前項の納入通知書の定める日までに賃貸人に電気料金を支払わなければならない。

(延滞金)

第7条 賃借人は、第5条第2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則第33条第1項に定める率により算定した延滞金を賃貸人に支払わなければならない。ただし、契約規則第33条第1項に定める割合が改正された場合は、改正後の割合を適用するものとする。

(充当の順序)

第8条 賃借人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

第9条 賃借人は、賃貸人に対して契約保証金として金_____円(貸付月額6か月分)を、賃貸人が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。ただし、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第31条の規定により、契約保証金の納付を免除することがある。

- 2 前項に定める契約保証金については、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。
- 4 賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、賃貸人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、賃貸人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を賃借人に書面で通知するも

のとし、賃借人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を賃貸人に納付しなければならない。

- 5 前項の定めにかかわらず、賃借人は、契約保証金をもって本件契約から発生する賃借人の賃貸人に対する債務の弁済に充当することを賃貸人に請求できない。
- 6 賃貸人は、本件契約が終了し、賃借人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した賃借人の賃貸人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から賃借人の賃貸人に対する一切の債務を控除した残額を賃借人に還付する。
- 7 賃借人は、賃貸人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

（届出事項）

第10条 賃借人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに賃貸人に対して届けなければならない。

- (1) 賃借人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき
- (2) 賃借人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき
- (3) 一時使用物件が滅失又は損傷したとき

（契約不適合責任）

第11条 賃借人は、本件契約を締結した後、一時使用物件について数量の不足等、契約の内容に適合しないこと（以下、「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

（指定期日）

第12条 賃借人は、一時使用物件を、賃貸人と賃借人で協議のうえ決定した期日までに第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。

- 2 賃借人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により賃貸人に申請し、その承認を受けなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第13条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

（物件保全義務）

第14条 賃借人は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めな

ければならない。

- 2 前項の規定により支出する費用は、すべて賃借人の負担とし、賃貸人に対しその償還等の請求をすることができない。
- 3 賃借人は、騒音、悪臭又は土壤汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。
- 4 賃借人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(調査協力義務)

第15条 賃貸人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、賃借人は、これに協力しなければならない。

- 2 賃借人は、10月及び4月末に、一時使用物件に設置した自動販売機にかかる直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を賃貸人へ提出しなければならない。

(違約金)

第16条 賃借人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として賃貸人に納付しなければならない。

- (1) 第3条第1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したときは、金 円（貸付料5年分総額の100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）。）
 - (2) 第12条第2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったときは、金 円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）
 - (3) 第13条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金 円（貸付料5年分総額の100分の30に相当する額。）
 - (4) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金 円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）
- 2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 賃貸人は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用

物件を必要とするとき。

- (2) 賃借人が、第3条第1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 賃借人が、第5条第2項に定める貸付料の支払いを2か月以上怠ったとき。
- (4) 賃借人が、第12条第2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったとき。
- (5) 賃借人が、第13条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (6) 賃借人が、第14条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき。
- (7) 賃借人が、第14条第3項の定めに違反したとき。
- (8) 賃借人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- (9) その他賃借人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

（期間内解約）

第18条 賃借人は、第4条に定める一時使用期間中に、賃貸人に対して本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は、賃借人の解除申し入れ後2か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の貸付料（1か月を超える又は1か月に満たない端数については1か月を30日とする日割り計算により算定する。）について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付するものとする。ただし、当該申し入れ時に貸付けの存続期間が2か月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとする。

- 2 賃借人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の2か月分（前項ただし書きの場合においては当該存続期間分）に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

（契約の失効）

第19条 天災地変その他賃貸人賃借人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

- 2 前項により本件契約が失効した場合には、賃貸人賃借人相互に損害賠償の請求はしない。

（原状回復義務）

第20条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、賃借人は自己の費用をもって工作物その他賃借人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 賃借人は、前項の定めにより一時使用物件を賃貸人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに賃貸人の検査を受け、賃貸人の承認を得なければならない。
- 3 本件契約が終了したにもかかわらず、賃借人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、賃借人は賃貸人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、賃貸人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

（貸付料の清算）

第21条 本件契約が、第17条の定めにより一時使用期間の途中で解約された場合において、その原因が同条第1号によるときその他賃借人の責めに帰することができない事由によるものであると賃貸人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付しない。

(損害賠償)

第22条 賃借人は、本件契約に定める義務を履行しないため賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合その他の不正行為に係る賃貸人の解除権)

第23条 賃貸人は、賃借人がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、第17条に規定する不正の行為とみなし、本件契約を解除することができる。

- (1) 賃借人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 賃借人又は賃借人の役員若しくは賃借人の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、賃借人又は賃借人の役員若しくは賃借人の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第24条 賃借人が本件契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、賃貸人が契約を解除するか否かにかかわらず、賃借人は、貸付料1年分総額に100分の20を乗じて得た額（小数点以下切り上げ）の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など賃貸人に金銭的損害が生じない行為として、賃借人がこれを証明し、そのことを賃貸人が認めるとき。
- (2) 前条第1項第2号のうち、賃借人又は賃借人の役員若しくは賃借人の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、賃借人又は賃借人の役員若しくは賃借人の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第1項に規定する場合において、賃借人が共同企業体であり、既に解散しているとき

は、賃貸人は、賃借人の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、賃借人の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、賃貸人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、賃貸人は、賃借人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(有益費等の放棄)

第25条 賃借人は、一時使用期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

(契約の費用)

第26条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて賃借人の負担とする。

(疑義の決定)

第27条 本件契約に関し疑義があるときは、賃貸人賃借人協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第28条 賃貸人賃借人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 名古屋市
 代表者 名古屋市長 広沢 一郎



賃借人



入札参加申込書

年 月 日

(宛て先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住 所

(フリガナ)
氏 名

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり
申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数
1	清涼飲料水	宮の渡し分室	道路側	1 台

2 入札参加書送付先

住所 〒

氏名



上記以外の



メールアドレス

備 考

- ① この申込書は、令和8年1月6日（火）から令和8年1月19日（月）までの間に、必要書類を添付して、名古屋市教育委員会事務局文化財保護課まで提出してください。
- ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

(別紙)

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2条第 2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 公告の日から過去 3か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時的貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

入札参加申込書

令和8年1月6日

(宛て先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住所 **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**(フリガナ)
氏名 **名古屋株式会社**代表取締役 **名古屋 太郎**

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり
申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数
1	清涼飲料水	宮の渡し分室	道路側	1台

2 入札参加書送付先

住所 〒000-000 **名古屋市東区泉一丁目1番4号**氏名 **名古屋株式会社 中部営業所** ☎ **052-000-0000****営業第1課 愛知 八郎** 上記以外の ☎ **090-0000-0000**メールアドレス **aichi8@nagoya-888.co.jp**

備考

- ① この申込書は、令和8年1月6日（火）から令和8年1月19日（月）までの間に、必要書類を添付して、名古屋市教育委員会事務局文化財保護課まで提出してください。
- ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売却、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2条第 2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 公告の日から過去 3か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

事務担当者票

入札参加申込書の申請者と郵送先、連絡先が同一の場合は、本票の提出は不要です。

入札参加 申込者	所在地	〒
	商号又は 名称	
	代表者氏名	
	電話番号	
資料郵送先	住所	〒
	氏名又は 法人名	
	部署名 担当者名	
	電話番号	

記載例

事務担当者票

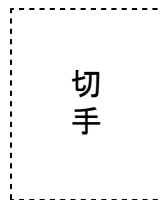
入札参加申込書の申請者と郵送先、連絡先が同一の場合は、本票の提出は不要です。

入札参加 申込者	所在地	〒000-0000 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
	商号又は 名称	名古屋株式会社
	代表者氏名	代表取締役 ナゴヤ 名古屋 タロウ 太郎
	電話番号	052-000-0000
資料郵送先	住所	〒000-0000 名古屋市東区泉一丁目1番4号
	氏名又は 法人名	名古屋株式会社 中部営業所
	部署名 担当者名	営業第1課 アイチ 愛知 ハチロウ 八郎
	電話番号	052-000-0000 090-000-0000

記載例

入札参加申込書 封筒

(表面)



〒461 - 0001

名古屋市東区泉一丁目1番4号

名古屋市教育委員会 文化財保護課 行

入札参加申込書在中



必ず朱書きしてください

※郵送による申込の場合、書留又は簡易書留郵便により入札参加申込書及び必要書類を郵送してください。

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

記載例

法人役員に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ タロウ) 名古屋 太郎	T・ S ・H・R 35・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・ S ・H・R 36・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
取締役	(ナゴヤ ジロウ) 名古屋 次郎	T・ S ・H・R 37・6・13	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番3号
監査役	(モリヤマ シダミコ) 守山 しだみ子	T・ S ・H・R 38・5・12	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番4号
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

入 札 書

年 月 日

(宛て先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札申込者)

住 所

(フリガナ)
氏 名

(代理人)

住 所

(フリガナ)
氏 名

自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

施設名称	設置場所	金額(月額の貸付価格・円)								
		千万	百万	十万	万	千	百	拾	壺	(位)
宮の渡し分室	道路側									円

- (1) 黒インクのボールペン又は万年筆で鮮明に記入してください。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札申込者の所在地・商号又は名称・代表者名（氏名）を記入の上、代理人の住所・氏名を記入して下さい。
- (3) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (4) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (5) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (6) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (7) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

入 札 書

令和8年2月24日

(宛て先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札申込者)

住 所 **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**

氏 名 (フリガナ) **名古屋株式会社 代表取締役 名古屋 太郎**

(代理人)

住 所 **名古屋市東区泉一丁目1番4号**

氏 名 (フリガナ) **名古屋株式会社中部営業所 アイチ ハチロウ**

自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

施設名称	設置場所	金額(月額貸付価格・円)								
		千万	百万	十万	万	千	百	拾	壺	(位)
宮の渡し分室	道路側	¥	9	9	9	9	9	9	9	円

- (1) 黒インクのボールペン又は万年筆で鮮明に記入してください。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札申込者の所在地・商号又は名称・代表者名（氏名）を記入の上、代理人の住所・氏名を記入して下さい。
- (3) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (4) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (5) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (6) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (7) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

記載例

入札書の郵送 外封筒

(表面)

切手	〒461 - 0001
文化財保護課宮の渡し分室における 自動販売機（清涼飲料水）設置に係る 名古屋市有地の一時貸付 (令和8年2月27日開札) 入札書在中	名古屋市東区泉一丁目1番4号 名古屋市教育委員会 文化財保護課 行

必ず朱書きしてください

※「入札参加申込書」送付時の住所と異なりますのでご注意ください。

※書留又は簡易書留郵便による郵便以外は無効となります。

※裏面又は表面左下部に入札者名、住所又は所在地を記載してください。

記載例

入札書を封入する中封筒

(表面)

(入札者名)	名古屋株式会社	代表取締役	名古屋	一郎
(所在地)	名古屋市東区泉一丁目1番4号			
(電話番号)	(052) 000-0000			
(入札件名)	文化財保護課宮の渡し分室における自動販売機 (清涼飲料水) 設置に係る名古屋市有地の一時貸付			
(開札日)	令和8年2月27日開札			

※横書きによる記入でも構いません。

委 任 状

私は都合により (受任者) を以って代理人と定め、
下記の権限を委任します。

委 任 事 項

令和 8 年 1 月 6 日公告の文化財保護課宮の渡し分室における自動販売機（清涼飲料水）設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札に関する一切の権限

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

年 月 日

委任者 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者 役職・氏名)

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所)
(氏 名)

(宛て先) 名 古 屋 市 長

記載例

委任状

私は都合により **愛知 八郎** を以って代理人と定め、
下記の権限を委任します。

委任事項

令和8年1月6日公告の文化財保護課宮の渡し分室における自動販売機（清涼飲料水）設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札に関する一切の権限

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和8年2月24日

委任者 （所在地） **名古屋市中区三の丸三丁目1番4号**
（商号又は名称） **名古屋株式会社**
（代表者 役職・氏名） **代表取締役 名古屋 太郎**

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 （住 所） **名古屋市東区泉一丁目1番1号**
（氏 名） **名古屋株式会社 中部営業所 営業1課 愛知 八郎**

（宛て先） 名 古 屋 市 長

公有財産借受申込書	
年 月 日 (あて先) 名古屋市長 申込者 住所 フリガナ 氏名 (法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)	
別紙記載の事項を誓約し、次のとおり公有財産の借受けを申し込みます。	
物 件 番 号	1
使 用 目 的 及 び 用 途	自動販売機の設置
種 類	清涼飲料水
施 設 名 称	宮の渡し分室
設 置 場 所	道路側
設 置 台 数	1 台
借 受 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
書 類 送 付 先	(住所) (名前) 電話 ()
その他参考となる事項	

注 貸付けにより暴力団を利用することとなると認めるときは、契約を締結せず、又は既に締結した契約を解除します。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

備考 1 裏面には、暴力団員等でない旨の誓約事項を記載する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
3 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- 2 前項の誓約内容が、警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

公有財産借受申込書	
令和8年3月10日 (あて先) 名古屋市 長 申込者 住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 フリガナ 氏名 名古屋株式会社 代表取締役 ナゴヤ タロウ 名古屋 太郎 (法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名) 別紙記載の事項を誓約し、次のとおり公有財産の借受けを申し込みます。	
物 件 番 号	1
使 用 目 的 及 び 用 途	自動販売機の設置
種 類	清涼飲料水
施 設 名 称	宮の渡し分室
設 置 場 所	道路側
設 置 台 数	1 台
借 受 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
書 類 送 付 先	(住所) 名古屋市中区泉一丁目1番4号 (名前) 名古屋株式会社 中部営業所 営業1課 愛知 八郎 電話 052(000)0000
その他参考となる事項	

注 貸付けにより暴力団を利用することとなると認めるときは、契約を締結せず、又は既に締結した契約を解除します。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

備考 1 裏面には、暴力団員等でない旨の誓約事項を記載する。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 3 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- 2 前項の誓約内容が、警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

販売実績報告書

年 月 日

(あて先)

名古屋市 長

年度

契 約 者	会 社 名						
	役職・氏名						
	連 絡 先	担 当 者					
		電 話 番 号					
物 件 番 号				施 設 名 称			
種 類				設 置 場 所			
契 約 日		年 月 日				設置台数	台
契 約 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日					
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考
4月		円		10月		円	
5月		円		11月		円	
6月		円		12月		円	
7月		円		1月		円	
8月		円		2月		円	
9月		円		3月		円	
上半期 計		円		下半期 計		円	
年度 合計		円		(特記仕様等)			

(注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は4月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市教育委員会事務局文化財保護課
所在地：名古屋市東区泉一丁目1番4号（名古屋市教育館8階）
E-mail：a3268@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

3 特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動販売機の特記仕様（例：災害時支援ベンダー など）を記入してください。

入 札 辞 退 届

年 月 日

(宛て先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札申込者)

住 所

(フリガナ)
氏 名

自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時貸付一般競争入札（令和8年2月27日開札）において、都合により下記物件の入札を辞退します。

記

施設名称	設置場所
宮の渡し分室	道路側

(注意) 黒インクのボールペン又は万年筆で鮮明に記入してください。

入 札 辞 退 届

令和8年2月25日

(宛て先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札申込者)

住 所 **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**

氏 名 (フリガナ) **名古屋株式会社 代表取締役 ナゴヤ タロウ 太郎**

自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時貸付一般競争入札（令和8年2月27日開札）において、都合により下記物件の入札を辞退します。

記

施設名称	設置場所
宮の渡し分室	道路側

（注意）黒インクのボールペン又は万年筆で鮮明に記入してください。

物 件 説 明 書

共通仕様書（清涼飲料水）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。なお、この共通仕様書のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- （１）自動販売機本体の大きさは物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約 600 kg以下とする。
- （２）機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- （３）電気料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。
- （４）新旧 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できる機種とすること。
- （５）自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。
なお、特に新規に設置する物件において、物件別特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、物件別特記仕様書に記載された仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、賃貸人の確認を受けること。
- （６）自動販売機の設置にあたっては、アンカー等で固定するなど耐震対策を施すこと。
その際、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- （７）自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、賃借人の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- （８）自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- （９）賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに原状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- （１）酒・タバコの販売は行わないこと。
- （２）販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- （３）販売品目は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- （４）品目の具体的な構成については、賃貸人との協議によること。

3 維持管理責任

- （１）賃貸人は、自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- （２）賃借人は、消耗品の補充及び販売品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の

維持管理を適切に行うこと。

また、販売品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。

- (3) 光熱費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。

なお、電気料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。

- (4) 賃借人は、回収ボックスの使用済み容器等を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。

また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。

- (5) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。

- (6) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。

- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。

- (9) 賃借人は、機種の変換を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。

- (10) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、賃借人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。

4 その他

- (1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

- (2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。

なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。

- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人賃借人協議のうえ定めるものとする。

物件別特記仕様書

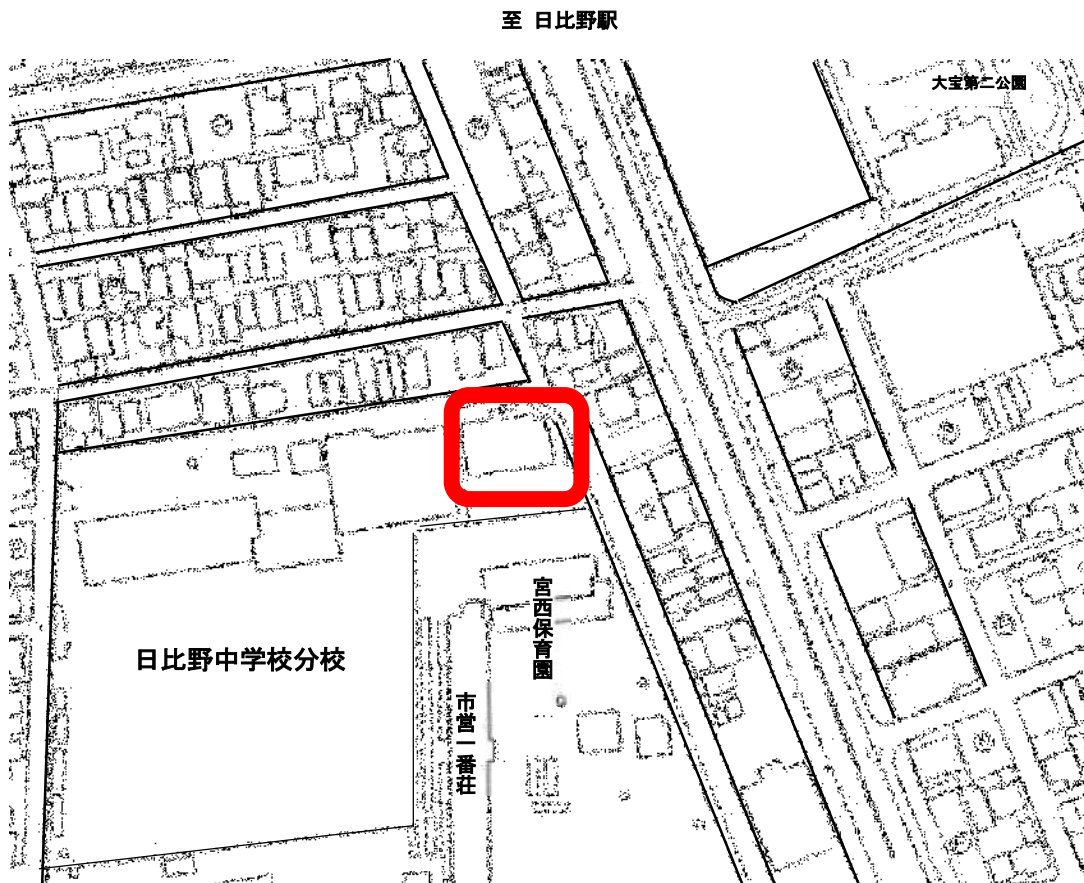
名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1 自動販売機設置場所

物件 番号	種類	所在地番	設置場所	設置 台数	貸付面積 (幅×奥行×高さ)
1	清涼飲料水	熱田区一番三丁目 2番5号	宮の渡し分室	1 台	2.0㎡ 2,000mm×1,000mm

※詳細は〈設置箇所詳細図〉をご参照ください。

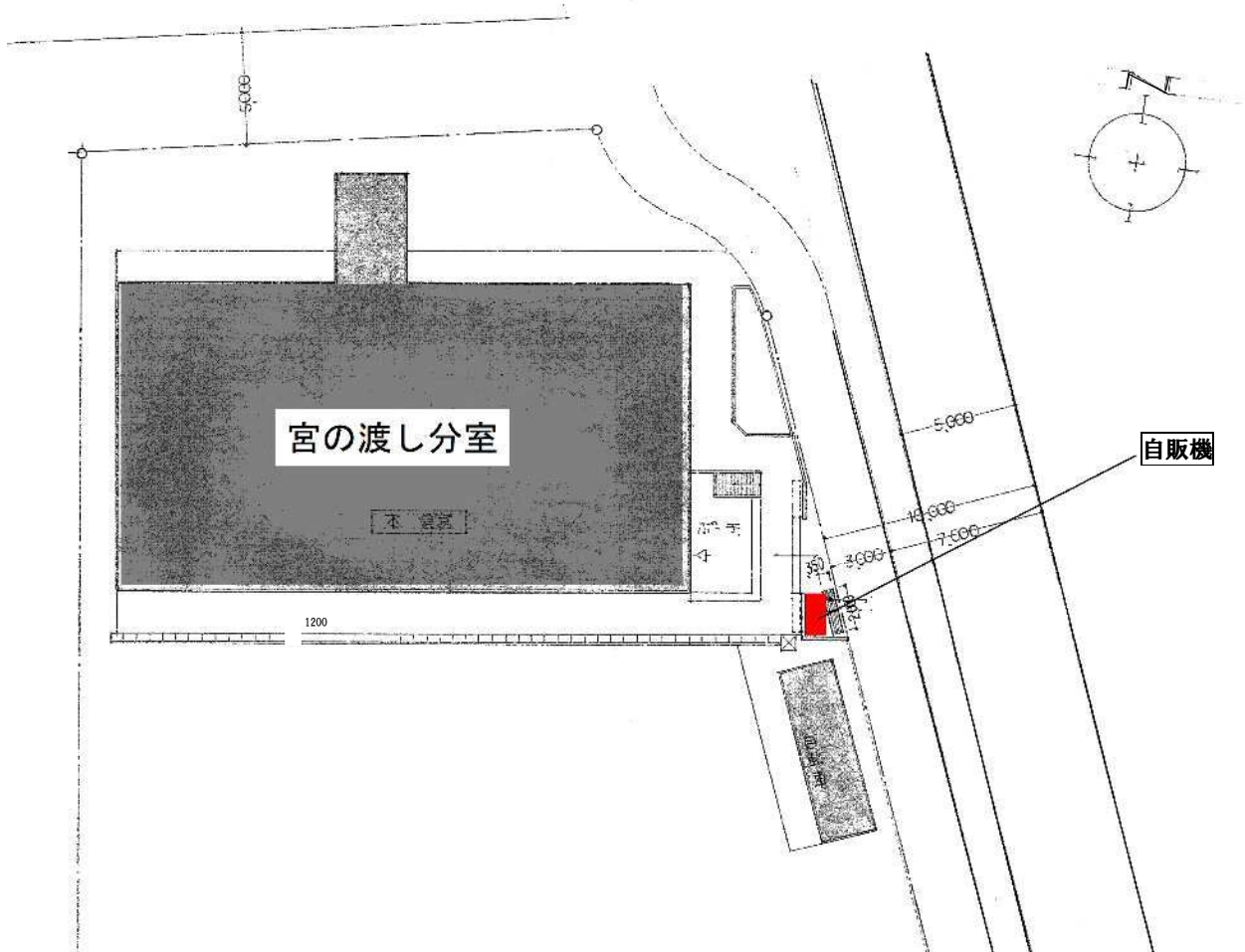
〈現地案内図〉



〈設置箇所詳細図〉

※現地案内図中の赤い枠線で囲った範囲を拡大したものです。

物件番号 1



2 契約担当課及び施設担当課

教育委員会事務局文化財保護課 電話052-253-9278（担当：高橋・塚原）

3 自動販売機設置台数

1 台

4 特記仕様

(1) ユニバーサルデザインの自販機とすること。

(2) 設置の際には、下記に定める施工内容に基づき施工すること。

ア 既設コンセントより電源をとり、自動販売機の直近に漏電遮断器及び子メーター（J I S規格に適合したもので正規の検定を受けたもの）を設置すること。

イ 漏電遮断器、子メーターは、貸付範囲内に設置し、防雨対策を講じること。

ウ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。

エ 設置中に発生した事故等は、一切受注者の責任において解決するものとする。

オ 関係法令を遵守の上施工すること。

- (3) 自動販売機設置にかかる全ての工事施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときはこれを復旧修理または保障するものとする。
- (4) その他工事の詳細については契約担当課及び施設担当課と打合せを行い、その指示に従うこと。また、仕様書及び本特記仕様書に明記なき事項であっても、工事施工上当然措置を必要とする事項または契約担当課及び施設担当課の指示による軽微な変更についてはこれを施工すること。
- (5) 名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、マナカの電子マネーによる決済が可能になるように対応すること。マナカ電子マネー対応にかかる諸経費等については、全て賃借人の負担とする。
- (6) 設置は賃貸人と協議のうえ、契約期間内に行うものとする。なお、営業開始日が令和8年4月1日より以降の日となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできない。